様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年　9月　5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）すみともごむこうぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 住友ゴム工業株式会社  （ふりがな） やまもと　さとる  （法人の場合）代表者の氏名 山本 悟  住所　〒651-0072  兵庫県神戸市中央区脇浜町3-6-9  法人番号　6140001008691  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　経営方針  ②　住友ゴム工業のDXへの取り組み | | 公表日 | ①　2023年　　2月　　14日  ②　2024年　　6月　　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイトにて公表  ①　既存事業の選択と集中で事業ポートフォリオを最適化し、Our Philosophyを具現化  https://www.srigroup.co.jp/corporate/vision.html ②　「住友ゴム工業のDXへの取り組み」　p3  https://www.srigroup.co.jp/corporate/pdf/dx\_202406.pdf | | 記載内容抜粋 | ①　企業の方向性  2023年に開始した新中期計画では、2025年まで組織　体質改善や経営基盤強化、DX経営の基幹システム刷新を推進します。成長事業の基盤づくりも進め、2026年以降はDX経営を実践し、事業ポートフォリオの最適化とビジネス拡大を目指します。  ②情報処理技術の活用の方向性  企業環境の急速な変化に対応するため、2025年までに既存事業の選択と集中、成長事業の基盤づくり、DX推進に注力します。当社における「DX経営」は、データを人手を介さず経営に活用し、競争優位を確立することです。基幹システム刷新に加えてサプライチェーンマネジメントや調達、技術・生産、人事領域でDXを推進し、2026年以降はDX経営を実践してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書に記載されている事項となる。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①住友ゴム工業のDXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　　6月　　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①「住友ゴム工業のDXへの取り組み」p4  https://www.srigroup.co.jp/corporate/pdf/dx\_202406.pdf | | 記載内容抜粋 | ◆DXビジョン・戦略  　DX経営の実現に向け、データドリブン経営、業務のデジタル化と高度化、ソリューションサービスの提供という３つの戦略を推進します。ボトムアップとトップダウンの両輪でアジャイルに取り組むことで、デジタル技術を活用したイノベーションを実現し、Our Philosophyの具現化を目指します。  　＜DX戦略＞  　●データドリブン経営：  　　データに基づく意思決定により、経営の高度化/精度向上  　●デジタル技術による業務の高度化：  　　デジタル技術を活用し、業務の効率化やスキル向上を促し、従業員の満足度を高める  　●ソリューションの提供：  　　センシングコア(独自のデジタルソリューションサービス)の事業化によりお客様に新たな価値を提供  　これらのDX戦略を実現するために、革新的なITシステム導入(ERP、SCM、PLM等)により社内データを一元化し、さらに社外とも繋がることにより、社内外からのデータ収集とAI・BIを活用したデータ分析を行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書に記載されている事項となる。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①「住友ゴム工業のDXへの取り組み」p5-6  https://www.srigroup.co.jp/corporate/pdf/dx\_202406.pdf | | 記載内容抜粋 | ◆DX推進体制・役割  DX推進は全社的に取り組んでいます。その一環として、変革プロジェクト(中期計画で発表した役員を中核に、課題解決を強力に推進するプロジェクト)の一部にはデジタル企画部が主導するデジタル戦略タスクフォースが設置されており、部門間連携を強化して推進しています。また、ソリューションビジネス等の他プロジェクトとも連携し全体統制を図り、担当役員がこれらをサポートし経営戦略に反映しています。  ◆DX人材育成  DX推進に必要な3つの力に合わせて、DXリテラシー教育をベースに、ビジネスコア（ビジネスにDXを適応させ推進）、プロ（AIを活用し高度なデータ分析を実行）、データエンジニア（必要なデータの収集・活用を効率的に実施）の3コースで構成しています。2025年にはスタッフ系全従業員(約3,500人)を対象にDXリテラシー教育を行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①「住友ゴム工業のDXへの取り組み」p7  https://www.srigroup.co.jp/corporate/pdf/dx\_202406.pdf | | 記載内容抜粋 | ◆デジタル化に向けたIT環境整備  　当社はデータの収集から分析までを一貫して行っています。多種・多様な社内外のシステムから、データを収集し、蓄積・管理しています。分析にはAI等のデジタル技術を活用し、BIツールを用いて可視化しています。社内でデータ管理を一貫して行うことで、意思決定や戦略立案を効果的に支援します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①「住友ゴム工業のDXへの取り組み」 | | 公表日 | 2024年　　6月　　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①「住友ゴム工業のDXへの取り組み」p8  https://www.srigroup.co.jp/corporate/pdf/dx\_202406.pdf | | 記載内容抜粋 | DX推進に係る推進指標（KPI）として、「DX人材育成」、「デジタル技術の活用推進」、「システム連携」に関する指標を設定し、ソリューションビジネスの発展やデータドリブン経営、業務の高度化を推進し、全社のDX推進を促進いたします。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　6月　　28日 | | 発信方法 | ①「住友ゴム工業のDXへの取り組み」p3,10  https://www.srigroup.co.jp/corporate/pdf/dx\_202406.pdf | | 発信内容 | DXやAI活用に関する最新情報・取り組みを促進するために「Digital Innovation Day」も設け、社長が社内に情報発信しています。また弊社のデジタルソリューションであるセンシングコアについて、社長自ら製品発表を行っています。  ●デジタルソリューション（センシングコア） 記者発表会  山本社長は、モビリティ社会の変革における競争が進んでいる中、自社のセンシングコア技術が交通事故ゼロや自動運 転の実現に貢献すると述べ、CASEやカーボンニュートラルに 向けた取り組みと新機能を発表することを説明した。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　3月頃　～　2024年　6月頃 | | 実施内容 | IPAの「DX推進指標」自己診断結果を添付 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年　1月頃　～　　継続運用中 | | 実施内容 | ◆サイバーセキュリティ・アセスメント  　●目的：  　　工場のサイバーセキュリティ対策の現状把握、リスク評価、及び改善対策を実施し、2年に1回のセキュリティアセスメントとその翌年のフォローアップを行う。  　●実施内容：  　　✓ヒアリングシートによる現状把握  　　✓現地確認  　　✓リスク評価と対策案の報告  　●実施項目：  　　✓技術的対策  　　✓物理的対策  　　✓組織的・人的対策 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。